

第 35 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 29 年 5 月 31 日（水）
- 2 開閉時間 午後 6 時開会 午後 7 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 13 人
1 番 鈴木英博 2 番 畑山一郁 3 番 小川一也 4 番 相澤峰基
5 番 山崎禎彦 6 番 辻本 篤 7 番 森脇豊仁 8 番 小原孝志
9 番 佐藤美頭雄 10 番 佐々木辰善 11 番 北村浩光 12 番 舟根 禎
13 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 9 番 佐藤美頭雄、10 番 佐々木辰善
- 9 議事内容
報告第 1 号 買受適格証明願に係る農地法第 3 条の許可について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項による通知について
議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 2 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について
議案第 3 号 農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について
議案第 4 号 農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第 35 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会会議規則第 11 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありますので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、9 番委員、10 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「買受適格証明願に係る農地法第 3 条の許可について」から日程第 4 報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項による通知について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 事務局長 それでは、説明に入る前に議案の訂正をお願いします。
議案 23 頁の番号ですが、39 番が重複しています。
39 番、所在が鷹栖町、地番(仮) 8-10-2、現況地目が田、面積が 9,617 m²の 39 番を 40 番に、次の段 40 番を 41 番に、次の段 41 番を 42 番に、次の段 42 番を 43 番に、次の段 43 番を 44 番に訂正願います。
それでは、議案 2 頁をご覧ください。
報告第 1 号「買受適格証明願に係る農地法第 3 条の許可について」です。
平成 29 年 4 月 25 日招集、第 34 回定例会議案第 1 号で審議し、証明を可とした買受適格証明願について、農地法第 3 条に基づき、許可したので、報告します。
議案 3、4 頁をご覧ください。
番号が 2、3 番で 2 件ございます。
2 件の最高価買受申出人からの許可申請については、交付した証明書と異なった内容ではなかったもので、審議したとおり許可したものです。
土地の所在、地番、公簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所及び氏名、契約の種類、住宅からの距離団地数、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。
位置図は 5、6 頁に載せてありますので、ご確認ください。
報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案 9、10 頁をご覧ください。
番号が 2 番から 4 番までで 3 件ございます。
土地の所在、地番、公簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。
位置図は 11 頁から 14 頁に載せてありますので、ご確認ください。
続きまして、議案 16 頁をご覧ください。
報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項による通知について」です。

賃貸借に係る合意解約の通知があり、専決処分をいたしましたので、報告します。

議案は 17、18 頁になります。

1、2 番については [REDACTED] に借り換えるためのもので、3、4 番は、経営移譲に伴い [REDACTED] に借り換えるため、5 番は [REDACTED] に借り替えるための解約となっています。

借り換えに係る賃貸借について、1、2 番は前回の定例会で審議済みで、3 番から 5 番までは、議案第 1 号で審議します。

土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、通知のあった日は議案に記載のとおりです。

報告について以上です。

議長
委員
議長
議長

はい、報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

それでは、日程第 5 議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 20 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が 21 頁から 26 頁までになります。

番号が 30 番から 47 番まで 18 件ございます。

案件の 30 番は、北海道農業公社へ貸出す案件で、31 番から 47 番は、鷹栖町農用地利用調整協議会を通した賃貸借の案件でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は議案 29 頁から 41 頁までに載せてありますのでご確認ください。

なお、30 番の案件につきましては、次の議案第 2 号と関連がありますので位置図については議案 47 頁に載せてありますのでご確認ください。

また、この案件につきましては 12 番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長

はい、議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりました。

それでは、先に 37 番から 42 番までの案件を審議します。

12 番委員は一時退席をお願いいたします。

12 番委員

はい、自分に関係する案件ですので退席します。(退席)

議長

はい、それでは 37 番から 42 番までの案件について質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

37番から42番までの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは37番から42番までの案件については、認めると決定しました。

12番委員 着席

議長 37番から42番までの案件につきましては決定いたしました。

はい、それでは残りの案件につきまして審議いたします。質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農用地利用集積計画の意見について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第2号「農用地利用配分計画（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、44頁をご覧ください。

議案第2号「農用地利用配分計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）について、鷹栖町長から意見を求められたので審議をお願いします。

議案は45頁から46頁になります。

番号が4番で1件ございます。

利用権を設定する農用地は記載のとおりです。

利用権を設定する者は公益財団法人北海道農業公社です。

利用権の設定を受ける者の住所、氏名、経営地は記載のとおりです。

設定する権利の内容は賃貸借で平成39年12月31日までの10年間の賃借権を設定することとなっています。

対価は記載のとおりです。

位置図は、議案47頁に載せてありますのでご覧ください。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第2号「農用地利用配分計画（案）について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農用地利用配分計画（案）について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農用地利用配分計画（案）について」は、認

めると決定しました。

議長 続きます。日程第7議案第3号「農業振興地域整備計画の変更(案)について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、48頁をご覧ください。

議案第3号「農業振興地域整備計画の変更(案)について」農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく、変更(案)について、鷹栖町長から計画変更の適否について意見を求められたので審議をお願いします。

議案は49頁になります。

番号が1番で1件ございます。

変更する土地の地番、公簿地目、現況地目、面積、変更前、変更後、申請者の住所及び氏名につきましては、議案に記載のとおりです。

農家住宅の建築のため、956㎡を計画変更するものです。

位置図は、議案50頁に載せてありますのでご覧ください。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更(案)について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農業振興地域整備計画の変更(案)について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「農業振興地域整備計画の変更(案)について」は、認めると決定しました。

議長 それでは、日程第8議案第4号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案51頁をご覧ください。

議案第4号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」説明します。

この案件については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知で、毎年度、作成が義務付けられており、本日、審議していただいたあと、農業委員会事務局で公表し、農業者からご意見をいただいた上で決定することになっています。

農業者からのご意見があった場合、再度、審議し決定することになっています。

なお、6月末までに公表し、7月までに農林水産省に報告することになっていますので、よろしくをお願いします。

それでは、議案52頁をご覧ください。

(「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」につい

て、朗読し説明する。)

議長

それでは、議案第4号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第4号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第9議案第5号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案60頁をご覧ください。

議案第5号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」説明します。

この案件についても、前議案同様、作成が義務付けられ、同様の手続きで決定し、公表、報告することになっています。

それでは、議案61頁をご覧ください。

(「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、朗読し、説明する。)

議長

それでは、議案第5号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」説明が終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

10番委員

遊休農地のことに関してですが、農業委員としては直接携わるなどしなくても良いのですか？

事務局長

事務的な手続きに関しては、事務局で進めさせていただいています。

農業委員さんには新たに遊休農地があるか調査するので、その時にはお世話になると思います。

議長

他にありませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第5号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第5号「農業委員会の適正な事務実施に係る「平成

29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」については、認めると決定しました。

議長

それでは、「その他」の案件に入ります。

「次回の定例会について」ですが、定例会が25日の日に設定という形になっていますが、25日は日曜日なので翌日の26日にさせていただきたいと思えます。

それで時間ですけど、午後17時00分ということでしょうか。

次回の定例会が今期最後の定例会になるので、定例会終了後、記念撮影をしたいので、スーツでの出席をお願いします。

委員

異議無しの声

議長

それでは、次回定例会は、6月26日(月)午後17時00分からでお願いします。

続いて、その他の案件について事務局よりお願いします。

事務局長

鷹栖町農業委員会委員候補者推薦応募状況について説明

事務局長

パートナー対策について説明

事務局長

議案の64頁、別紙1、別紙2及び別紙3について説明

空き家対策に係る農地の取得について説明

議案の65頁から67頁までについて説明

4番委員

手続きの流れの2番目に下限面積の緩和に係る申し出の確認とありますが、売りたい人が申し出るのですか？

事務局長

他の自治体の例ですが、まず売る人が家と併せて何とか売れることは出来ませんかと相談が来ます。その後筆ごとの対応になるため、場所を指定するにあたって売人の意向をふまえて決めていくという流れとなっています。

6番委員

宅地周りにも大きい畑はたくさんあるが、やっていけるのか。

事務局長

大きい畑でやっていける準備が出来ているのか、この人はやっていけるのかということも農業委員会定例会で審議していきたいと思っています。

議長

それでは、以上をもって第35回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。